

[明石市労働組合連合会への回答]

自治体職場における会計年度任用職員等
に関する統一要求について（回答）

みだしのことについて、次のとおり回答します。

- 1 恒常的業務に就く会計年度任用職員等の正規化を図ること。
- 2 継続する会計年度任用職員等については次によること。
 - ① 雇止めを行わないこと。特に公募や人事評価を理由としないこと。
 - ② 人事評価制度は、公平・公正で透明性を担保し、人材育成に活用すること。
 - ③ 賃金・労働条件を正規職員との均等均衡を図ったものに改善すること。
 - ④ 最低賃金改定に伴って、初任給基準を改善し、在職者調整を行うこと。
 - ⑤ 一時金は、勤勉手当相当分を含めて支給すること。
 - ⑥ 昇給上限は撤廃すること。
 - ⑦ 勤務実態に応じた労働時間に改善すること。
 - ⑧ 休暇制度は、正規職員と同様とすること。
 - ⑨ 健康診断の実施など正規に準じて福利厚生 of 拡充を行うこと。
- 3 上記を含む、賃金・労働条件等に関わる問題については、労使協議で決定し書面を締結すること。

会計年度任用職員の勤務条件は、採用事由、期間、形態及び業務内容等から定めているところであり、制度の導入にあたり、フルタイム勤務の職員について、新たに退職手当を支給するなど、必要な処遇改善を行ったところです。

また、休暇制度や福利厚生制度については、正規職員に準じ、適宜、改善してきたところです。

一方で、限られた人材と財源を有効に活用していくため、総人件費については、引き続き抑制していく必要があり、昇給制度や前歴換算制度などの課題については、近隣他都市との均衡も考慮しながら、今後、運用状況の検証等を踏まえ、適宜、検討していく考えです。